

「大木町浄化槽設置整備事業補助金」申請の手引き

- ・令和7年度から大木町浄化槽設置工事業者指定制度は廃止しました。
- ・工事は「浄化槽設置工事基準書」に基づいて施工してください。基準書に適合しない場合は、補助金の交付ができません。
- ・補助金の交付を受けるには、工事着工前に交付申請をし、交付決定を受ける必要があります。交付決定前に工事着工したものは、補助金の対象となりませんのでご注意ください。
- ・申請書の有無にかかわらず、「浄化槽設置事前協議書」は必要です。(配水先確認のため)
- ・大木町合併処理浄化槽維持管理協会に加入していただくことが要件となっています。(個人の場合に限る。)
- ・交付申請書の提出は、施主(申請者)に代わり、施工業者により提出していただくことも可能ですが、施主(申請者)に内容を十分に説明していただき、了承の上での提出をお願いします。※トラブルが増えています。

1. 補助対象浄化槽

補助対象浄化槽は以下のとおりです。

- ・浄化槽法に基づく構造基準に適合するもの
- ・BOD除去率90%以上、処理水のBODが20ミリグラム/リットル以下のもの
- ・10人槽以下の浄化槽にあつては国庫補助指針に適合するもの
- ・高度処理型浄化槽の場合は、処理水のBODおよび全窒素(T-N)が10ミリグラム/リットル(日間平均値)以下のもの
- ・構造例示型浄化槽の場合は、昭和55年建設省告示第1292号に定められたもの

2. 補助金の交付対象者

大木町内において浄化槽を設置する者としします。ただし、以下に該当する者は補助金の対象外となります。

- ・法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- ・住宅等を賃貸している者であつて、賃貸人の承諾が得られないもの
- ・大木町合併処理浄化槽維持管理協会に加入しない者(個人の場合)
- ・販売目的で浄化槽を設置する者(建売など)
- ・大木町から補助金等を受けて設置した既存の浄化槽をその補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して15年を経過する以前に撤去、又は埋め戻し、配管の切断により使用不能な状態とした上で、新たに浄化槽を設置する者。ただし、災害等により被害を受け、既存の浄化槽が使用できなくなり、新たに浄化槽を設置する場合は、補助対象となります。
- ・公共事業に伴う浄化槽の移転補償を受けようとする者又は受けている者

- ・当該事業について、国又は地方公共団体から他の補助金等の交付を受けようとする者又は受けている者
- ・補助金の交付決定前に浄化槽工事に着工した者

3. 補助金額

補助金額は次のとおりとします。※金額は限度額になります。

人槽	補助金限度額				
	浄化槽区分		既存設備の処分に要する費用 (撤去する場合のみ)		配管設置工事に要する費用
	合併処理浄化槽の場合	高度処理型・構造例示型設置の場合	汲み取り便槽からの転換	単独処理浄化槽からの転換	
5人槽	332,000円	432,000円	120,000円	150,000円	330,000円
7人槽	414,000円	514,000円			
10人槽	548,000円	648,000円			

- ・令和8年から補助金額が変更になります。
- ・合併処理浄化槽から合併処理浄化槽（改良）の場合についてもこちらの補助金額です。
- ・水質向上のため、町として高度処理型または構造例示型の設置を推奨しています。
- ・くみ取り便槽、単独浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合、補助金額を上乗せしています。
- ・11人槽以上の補助金限度額については、町ホームページをご覧ください。
- ・集合住宅については460,000円を限度とします。

4. 事前協議の手続き

補助金の交付申請をする前に、浄化槽の放流水の排水先を確認しますので「浄化槽設置事前協議書」を提出する必要があります。添付書類は以下のとおりです。

○提出書類

- ①浄化槽設置事前協議書
- ②設置場所の付近見取図・平面図・配置図・配管図
- ③浄化槽の構造図・認定書の写し
- ④道路又は水路の工事許可書の写し（町所有の道路又は水路の工事を行う場合）

※道路工事を行う場合のみ役場建設水道課で道路工事の許可を得る必要があります。交付された道路工事許可書の写しを提出してください。詳しい内容については役場建設水道課へお尋ねください。

また、浄化槽設置事前協議書の裏面に交付対象者チェックリストがありますのでそちらも記入してください。

※排水先については原則としてクリークとなります。

なお、事前協議について町による確認が完了したら、申請者または施工業者へ浄化槽事前協議済書を送付します。その後、申請書の提出をお願いします。

5. 交付申請の手続き

○提出書類

- ①大木町浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ②位置図（付近見取図）
- ③建物の平面図・配置配管図
 - ・既設管や既設樹を流用する場合は、配置配管図の中でその記載をしてください。
- ④浄化槽の設置届出・計画書及び受理書の写し
- ⑤工事見積書の写し
- ⑥工事請負契約書の写し（記名は自署による）
- ⑦誓約書
 - ・氏名は申請書が自署で記入してください。
 - ・個人の場合は（様式第2-1）、個人以外の場合は（様式第2-2）を提出してください。また、（様式2-3）については施工業者が記入してください。
- ⑧小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
- ⑨浄化槽工事業登録書または特例浄化槽工事業者届出書の写し
- ⑩施工担当者の浄化槽設備士免状の写し（昭和62年度以前に浄化槽設備士の資格を取得した者にあつては、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書の写し）
- ⑪認定書の写し及び登録証の写し並びに登録浄化槽管理票（C票）（10人槽以下に限る。）
- ⑫賃貸人の承諾書（住宅等を賃借している者に限る。）
- ⑬既存単独処理浄化槽の現況と転換事業計画書（汲み取りもしくは単独からの転換の場合）

6. 交付決定通知書の送付

申請書の審査の結果、適正と認める場合は、申請者様宛に大木町浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書（様式第3号）を送付します。交付決定後に工事を着工してください。

7. 変更申請の手続き

交付決定を受けた後、補助金額に変更がある場合は、大木町浄化槽設置整備事業変更交付申請書（様式第5号）及び必要書類の提出が必要となります。また、補助金額以外に変更がある場合は大木町浄化槽設置整備事業補助金変更届（様式第7号）及び必要書類を提出してください。

- （例）
- ・浄化槽の人槽、メーカーの変更
 - ・配管、樹の位置または数の変更
 - ・施工担当者、浄化槽設備士の変更
 - ・工期の変更
- など

8. 中間検査について

浄化槽据え付け後（浄化槽埋め戻し前）、適正に据え付けされているかを確認するため、環境課職員が中間検査を行います。その際、浄化槽設備士の立会いをお願いします。確認事項は以下のとおりです。

- ①浄化槽を設置する基礎部分が適正か、また、大きな石などがいないか。
- ②埋め戻し用の真砂土が準備されているか。
- ③浄化槽の型式及び認定番号。
- ④浄化槽の縦と横の水平が保たれているか。
- ⑤ブロアーがある場合はメーカー名と型番。（ブロアーがない場合は完了検査の際に確認）

9. 実績報告の手続き

工事の事業完了日（工事完了日）から 30 日以内、または当該補助金の交付決定を受けた日の属する年度の 3 月 15 日のいずれか早い日までに実績報告書に必要書類を添付して提出してください。

○提出書類

- ①実績報告書（様式第 8 号）
- ②大木町合併処理浄化槽維持管理協会加入申込書の写し（加入した場合）
 - ・申請者が自署で記入してください。
- ③浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写しまたは補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類（必要な場合）
- ④工事写真集
 - ・工事写真事例集を参考にしてください。
- ⑤法第 7 条に規定する浄化槽法定検査依頼書の写し及び当該検査に係る領収書の写し
- ⑥担当浄化槽設備士による工事確認書（チェックシート）
- ⑦保健所に提出した浄化槽使用開始報告書の写し
- ⑧転換実施報告書（転換の場合に限る。）
- ⑨産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し（転換の場合に限る。）
 - ・マニフェストは E 票を提出してください。ただし、実績報告書を提出する期日に間に合わない場合はマニフェスト B2 票を添付し、後日 E 票を提出してください。
- ⑩交付申請時から柵、配管等の位置に変更がある場合は、変更後の図面
- ⑪FRP 評定書の写し（浄化槽の上に荷重が加わる場合であって、支柱レス工事を行う場合）

10. 完了検査

実績報告書提出後、完了検査を行います。その際、工事施工業者の立会いは不要です。

11. 交付確定通知書の送付

完了検査後、適正と認めたときは、大木町浄化槽設置整備事業補助金交付確定通知書（様

式第9号) 及び補助金交付請求書(様式第10号)を申請者宛に送付します。

12. 補助金の請求

大木町浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書を受け取ったら、同封されている請求書に記入押印し、役場環境課に提出してください。支払方法は、口座振込です。振込口座の名義は、申請者本人のものに限ります。

書類の提出先・お問い合わせ
大木町役場 環境課(庁舎2階)
電話: 0944-32-1120(直通)